

# 人権だより

NO.82

令和2年8月発行

岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター  
〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1 (県庁7F)

☎058-272-1111 (内線2443) 直通058-272-8250

## 新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症は誰もが感染しうる感染症です。

感染された方々やそのご家族、濃厚接触者、医療・福祉従事者等、あるいは海外からの帰国者や外国人等に対する不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷があってはなりません。

また、インターネット上のサイトやSNS等でのテーマの投稿、心ない誹謗中傷の書き込み、プライバシー侵害等の問題が深刻化しており、こうした人権侵害につながる行為は決して許されるものではありません。

正しい情報に基づいた冷静な対応をとり、お互いの人権に配慮した行動をとることが大切です。

もし、このような不当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷等に遭ったら**ひとりで悩まずご相談ください。**

### ●人権相談はこちらへ●

(秘密は守ります。相談は無料です。)

(一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。)

**みんなの人権110番：0570-003-110 (全国共通)** (最寄りの法務局・地方法務局につながります。)

**女性の人権ホットライン：0570-070-810 (全国共通)**

**子どもの人権110番：0120-007-110 (全国共通・通話料無料)**

**外国語人権相談ダイヤル：0570-090-911 (全国共通)**

受付時間：外国語人権相談ダイヤル 平日9時から17時 その他 平日8時30分から17時15分

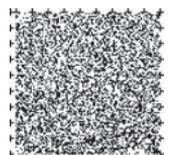


メール相談はこちら

#### 【岐阜県の相談窓口】

#### 岐阜県人権啓発センター058-272-8252 (平日9~17時)

分野	機関名	電話番号	対応時間
女性・男性	岐阜県女性相談センター	058-213-2131	平日9~21時 土日祝9~17時(12~13時を除く)
	ぎふ性暴力被害者支援センター	058-215-8349	24時間対応
	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	058-278-0858	【一般電話相談】 月~木曜、第1・3土曜9~17時 【男性専門電話相談】 毎月第2、4金曜17~20時
LGBT	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	058-278-0858	毎月第3金曜 17~20時
子ども・若者	青少年SOSセンター	0120-247-505	24時間対応(20時から翌朝9時までは緊急の場合のみ)
	中央子ども相談センター	058-201-2111	平日8時30分~17時15分
	西濃子ども相談センター	0584-78-4838	
	中濃子ども相談センター	0574-25-3111	
	東濃子ども相談センター	0572-23-1111	
	飛騨子ども相談センター	0577-32-0594	
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189	
	岐阜県子ども・家庭電話相談室(なやみのちはれ)	0120-76-1152 (携帯電話からはつながりません)	平日8時45分~21時
		058-213-8080	土曜8時45分~17時
子供SOS24	0120-0-78310	24時間対応	
教育相談ほほえみダイヤル(各教育事務所)	0120-745-070 (携帯電話からはつながりません)	平日9時30分~16時15分	
障がい者	岐阜県障がい者差別解消支援センター	058-215-9747	平日9~17時
外国人	岐阜県在住外国人相談センター(国際交流センター内)	058-263-8066	平日9時30分~16時30分
HIV	岐阜県庁エイズ相談室	058-272-8270	平日9~17時
犯罪被害者	ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783	平日10~16時
		058-268-8700	



※なお、24時間対応以外の機関については、祝日・年末年始を除く日に対応しています。

# ネットで相手を傷つけないために 書き込む前によく考えましょう

インターネットの掲示板やSNSなどの利用が進む一方で、他人の人権を侵害してしまう事件も多く発生しています。

匿名の書き込みも、捜査機関等による発信者の特定は可能であり、罪に問われることもあります。

安易な書き込みで他の人を傷つけないために、相手の人権を尊重することを忘れず、ルールやモラルを守ってインターネットを利用することが大事です。

## 相手のことを 考えて!

他人の悪口や  
差別的な内容は  
書き込まない!



使用する  
言葉に注意!  
暴力的な言葉は  
ゼツタイNG!



知り合いの  
連絡先や  
住所など  
個人情報を  
無断で載せない!



根拠のない  
うわさ話は、  
載せない!



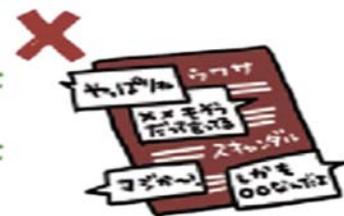
雑誌や書籍に  
載っている  
マンガ、写真、  
記事などを  
勝手に掲載しない!



出処不明の情報を  
安易に拡散しない!



他人の  
書き込みを  
“あおる”  
書き込みを  
しない!



人が写っている写真や動画は  
勝手に掲載しない!

- ※写真によっては位置情報を悪用される場合もあるので掲載注意。
- ※GPS機能も含め、複数の情報をつなぎ合わせると個人を特定できる場合があるので要注意。

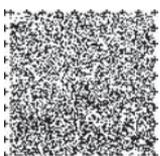


出典：あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権

企画：法務省人権擁護局

制作者：公益財団法人人権教育啓発推進センター

参考：YouTube法務省チャンネル (<http://www.youtube.com/MOJchannel>) ではインターネットによる人権侵害をテーマにしたデジタルコンテンツを作成しています。是非、ご覧ください。



# 全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間における電話相談所の開設について

友だちからのいじめやインターネット上のSNSに悪口を書き込まれた、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みを抱えている人など、どなたでもお気軽にご相談ください。

**秘密は厳守します!!**

**日時** 令和2年8月28日(金)から9月3日(木)まで  
月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで  
土・日曜日は、午前10時から午後5時まで  
(上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。)  
※相談は無料です。

**電話番号** 子どもの人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル)  
※携帯電話からもかけられます。

**相談担当者** 人権擁護委員、法務局職員



パソコンからは

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページに飛びます。

# 子どもの人権SOSミニレター事業について

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員は手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば子どもたちの悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。その返事を子どもたちに読んでもらうことで、少しでも悩みから抜け出すことができるように、また、子どもたちの力になれるようにと願っています。

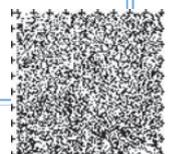
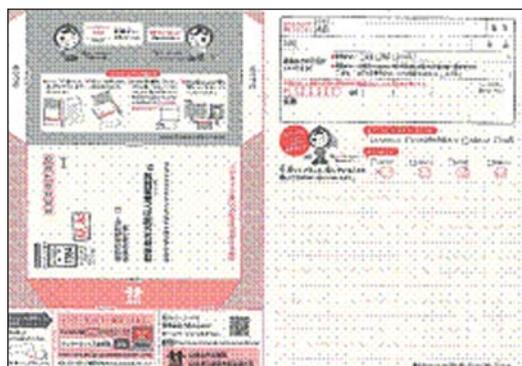
子どもたちに返事を出すときには、新しいミニレターを必ず同封していますので、子どもたちの手には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

困ったことがあれば、「子どもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。

※ミニレターが手元にない方で、ご希望の方は、

子どもの人権110番 0120-007-110 (フリーダイヤル) までお電話ください。

**秘密は厳守します!!**



## 職場のハラスメント対策（事業主の義務）等

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。  
また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務の支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。



例：職場の宴会で体を触られた  
性的な話をされた



例：上司・同僚に「繁忙期に妊娠する  
なんて非常識だ」と言われた



例：必要以上に長時間にわたり、  
繰り返し執拗に叱られた

※セクハラについて、同性間でも対象となり、性的指向又は性自認にかかわらず性的言動であれば該当します。

上記のようなハラスメントを防止するために…事業主は以下の措置を講ずる必要があります！！

令和2年6月1日より、職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務\*となっています！

※中小事業主は令和4年4月1日から義務化されます（それまでは努力義務）。

- ハラスメントがあってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
- 相談者・行為者のプライバシー保護、相談したこと等を理由として不利益取扱禁止する旨を定め周知



### ■問い合わせ先／

岐阜労働局雇用環境・均等室 TEL 058-245-1550

## 公正な採用選考をめざして



応募者に広く門戸を開くとともに、応募者の適性と能力を基準とした公正な採用選考をお願いします。特に応募書類には、就職差別につながるおそれのある事項を含まないものを用いるとともに、面接時においても、同様に就職差別につながるおそれのある事項の質問は避け、すべての応募者に公平な対応ができるようあらかじめ質問事項を決めておきましょう。

### <就職差別につながるおそれのある応募書類>

「戸籍謄(抄)本」「住民票」「現住所(自宅付近)の略図等」「健康診断書」など

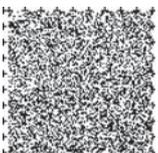
### <採用選考時における健康診断>

- ・その必要性を慎重に検討すること。
- ・合理的かつ客観的に必要である場合を除き、実施しないこと。

### <採用内定後にも注意を>

\*採用内定後においても、単に従来からの慣行であるなどの理由で画一的に提出させることは避け、「本籍」や「家族」欄がある古い労働者名簿等はそのまま使用しないこと。

■問い合わせ先／岐阜労働局職業安定部職業安定課 (TEL 058-245-1311)  
又は最寄りのハローワーク



## 同和問題を正しく理解することが、同和問題の解決に繋がります。

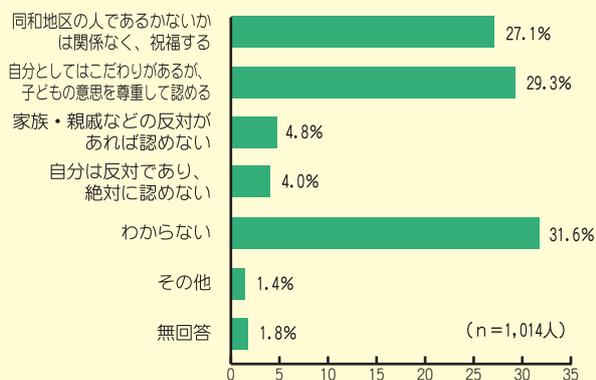
同和問題（部落差別）は、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職や日常生活の上で様々な人権侵害を受けるという問題です。

問題の解決のため、国・地方公共団体などが、これまで取り組んできた結果、全体としては解消に向けて進んでいるものの、差別意識や偏見は、結婚などにおいて顕在化することもあり、根深く存在していることがうかがえます。

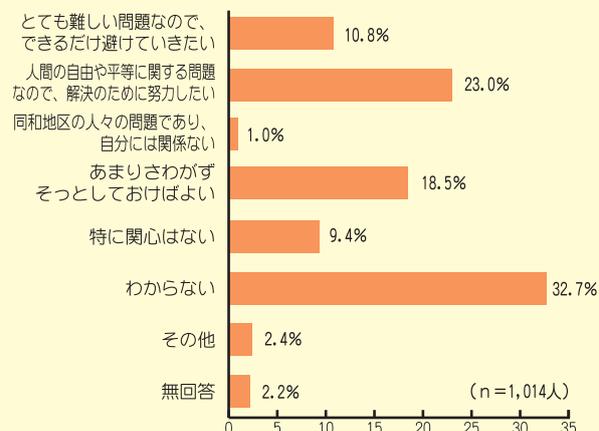
近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布といった問題も起きています。

また、関係者を名乗り、企業等に高額な書籍の購入や特別な便宜の提供を要求する、いわゆる「えせ同和行為」も依然として発生しており、誤った認識が広がる要因になっています。

### 自分の子どもが同和地区出身者と結婚すると知ったときの対応は？



### 同和問題に対する考えは？



各グラフは「平成28年度人権に関する意識調査」（岐阜県人権施策推進課）をもとに作成

同和問題の解決のためには、私たちがこの問題を正しく理解・認識し、昔からの習わしや様々な偏見などに惑わされずに、一人ひとりの人権を尊重する視点で考えることが大切であり、そのような意識を共有する社会を形成していく必要があります。

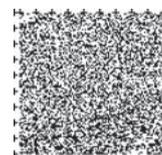
そのため、県では、2016年（平成28年）に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、引き続き、国や市町村、学校などと連携して、県民一人ひとりに同和問題に対する正しい理解と認識を深めてもらうための人権教育・人権啓発に取り組んでいきます。

わかりやすい講演会や研修会なども開催していますので、ぜひ参加してみてください。

### パンフレット「断固拒否 えせ同和行為」

県では、「えせ同和行為」の対応についてのパンフレットを作成していますので、えせ同和行為を排除するためにも、是非ご活用ください。

◎パンフレット「断固拒否 えせ同和行為」は右のQRコードから  
閲覧できます。



# 「ちょっといい話」を募集しています!



日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思ってかけた「言葉」や「行動」で周りの空気が温かくなったという経験はありませんか?

また、あなたが辛かったとき、苦しかったときかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか?

**このような身のまわりで経験した心温まる出来事を募集しています**

**応募期限**

令和2年9月11日(金) 必着

**応募資格**

どなたでも可能

**応募方法等**

- ・自分が体験した、あるいは自分の周りにあった心に残る「ちょっといい話」を200字以内にまとめてください。
- ・作品には必ずタイトルをつけて、「お住まいの市町村」、「お名前」、小学生から高校生までの方は「小・中・高校名/学年」をご記入ください。
- ・下記のホームページアドレスから原稿用紙をダウンロードして、郵便、FAX、Eメールでご提出ください。(手書き、ワープロは問いません。)



スマホからの応募画面

岐阜県環境生活部人権施策推進課ホームページ:

[http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/shogai-gakushu/jinken/11227/index\\_8166.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/shogai-gakushu/jinken/11227/index_8166.html)

または、右上のQRコードを読み取ると、スマートフォンからの応募も可能です。

**注意事項**

- ・応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、冊子やパネル、その他啓発資料等で匿名にて紹介させていただくことについて、予めご了承の上、応募ください。
- ・応募は無料です。ただし、作品の送料は応募者側の負担とします。
- ・応募いただいた作品は返却しません。
- ・作品中の個人を特定される部分は掲載しないか、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがありますのでご了承ください。
- ・個人情報については適切に管理し、目的外に本人の同意なく個人情報を開示しません。

**問い合わせ先**

岐阜県環境生活部人権施策推進課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8250 FAX 058-278-2615 Eメール c11227@pref.gifu.lg.jp

## 音声コードって?

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当該が発行する啓発資料を活用していただくため、人権だよりは、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付(補助)を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

